

## 公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成29年5月1日	平成29年5月12日	大阪市が行う決定行偽等に対して異議申立の制度があり、異議申立書の項目に「処分庁の教示の有無及び内容」（表示が異なる場合でも同趣旨のもの含む）があるものについて提出された異議申立書の記載が空白を含む「無い又は無いことを意味する文言」であるがH23年度以降受付を行っている「異議申立書とその決定書およびその決裁」。ただし北区を含む各区の身体障害者手帳交付に係るものを除く。（平野区役所に係るものについて）	不存在	号	平野区役所	総務課
平成29年5月1日	平成29年5月12日	身体障害者手帳交付申請（視野又は視野・視力障害）で審査請求あったものに係る決定書（棄却）の理由について、提出した診断書にA：視野表、B：視能率、C：所見のいずれにも記載があるにもかかわらず①Aのみ、②Bのみ、③Cのみ、④AとB、⑤AとC、⑥BとC、⑦ABC、について記載・説明しているものについての決定書とその決裁。ただし、H23・24年度に作成した各区保有分であり、①～⑦に区分したもの。（平野区役所に係るものについて）	不存在	号	平野区役所	総務課
平成29年5月29日	平成29年6月9日	大阪市個人情報保護条例第45条に基づく不服申立てについて（答申）（平成27年11月27日付け大個審答申第75号）	公開	号	平野区役所	生活支援課
平成29年5月29日	平成29年6月9日	審議会諮問通知書（平成25年6月14日付け大平生第228号）	部分公開	1号	平野区役所	生活支援課
平成29年5月29日	平成29年6月9日	開示請求で審査請求あったものに係り、H27年度以降答申出ているもので、審査請求書提出から諮問通知書作成までに31日以上かかったものについての、③31日以上かかった特段の理由が確認できる文書と決裁。ただし、同一申出人で複数案件があり複数所属にまたがる場合は所属ごとに最古のもの1件。（平野区役所に係るものについて）	不存在	号	平野区役所	生活支援課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成29年5月29日	平成29年6月9日	大阪市情報公開条例第17条に基づく不服申立てについて（答申）（平成28年3月17日付け大情審答申第413号）	公開	号	平野区役所	生活支援課
平成29年5月29日	平成29年6月9日	審査会諮問通知書（平成27年2月13日付け大平生第1238号）	部分公開	1号	平野区役所	生活支援課
平成29年5月29日	平成29年6月9日	公開請求で審査請求あったものに係り、H27年度以降答申出ているもので、審査請求書提出から諮問通知書作成までに31日以上かかったものについて、③31日以上かかった特段の理由が確認できる文書とその決裁。ただし、同一申出人で複数案件があり複数所属にまたがる場合は所属ごとに最古のもの1件。（平野区役所に係るものについて）	不存在	号	平野区役所	生活支援課